

令和6年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業
(埼玉県産いちごを活用した地域活性化) 業務委託仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託事業名

令和6年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業
(埼玉県産いちごを活用した地域活性化)

2 目的

中山間地域は、水源のかん養、良好な景観、伝統文化の伝承などの県民生活にとって重要な多面的機能を有している一方で、高齢化や過疎化の進行が課題となっており、住民活動等を通じた地域の活性化の推進が求められている。

そこで、近年マスコミ等で注目を集め、中山間地域における有力な地域資源になり得る埼玉県産いちごを活用した商品開発を支援し、「いちごの産地」としての知名度の向上や誘客促進につなげることで、中山間地域の活性化を図ることを目的とする。

3 対象地域

秩父地域 (秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)

4 業務委託期間

契約日～令和7年3月13日 (木)

※中山間地域ふるさと事業調査研究事業(埼玉県産いちごを活用した地域活性化)は2か年にわたる事業で今年度は1年目にあたる。業者選定は各年度で実施予定。

5 委託内容

(1) 業務内容

ア 地域と連携したいちご商品の開発

埼玉県の中山間地域で生産されるいちごを使用した商品開発を行う。商品開発の方法については、以下(ア)～(エ)に例示する。なお、複数項目の組み合わせも可能とする。

(ア) 加工品の商品開発

(イ) 大手企業と連携した商品開発 (食品会社、コンビニエンスストア等)

(ウ) 地域の飲食店等との連携 (地域の名物化)

(エ) 共通パッケージ化 (既存商品等の活用も可)

イ 開発商品のプロモーション

お披露目会等のイベントの開催、SNSの活用等により、商品開発を通じた「いちごの産地」としての中山間地域の知名度を向上させ、中山間地域への観光客等と呼

びこむことに繋がる取組を行う。

ウ その他中山間地域の活性化に資する取組

中山間地域における地域農業・農山村の活性化に向けて必要と思われる事項を実施する。なお、実施にあたっては県と適宜協議の上、決定すること。

※ 上記は、令和6年度及び令和7年度で実施する業務内容とする。

(2) 2か年のスケジュール（事業実施計画）の作成

令和7年度の事業実施を見据えて、2か年の事業内容（試作品及び商品完成時期、ワークショップ、PR活動等）を記載したスケジュールを作成すること（企画提案書の内容に含めること）。なお、開発する商品の試作品の完成は令和6年度中とすることが望ましい。

(3) 上記（1）の実施にあたっては、ワークショップ等を開催し、関係団体、生産者、地元商工業関係者等の地域住民や学生等の意見を聞き取り、中山間地域活性化の取組の持続性が期待できる内容にすること。

(4) (3)の学生等については、事業効果を高めるため、大学生等を参画させ、新しい視点や行動力など「外からの力」を活用すること。

<大学生等の例示>

大学・専門学校・高等学校の生徒・学生

(5) 報告書の作成

上記（1）から（4）の取組内容や意見交換などの結果を記載した報告書を提出すること。

また、報告書には令和6年度の活動状況を踏まえて、令和7年度の取組計画等を記載すること。

なお、報告書の規格は30ページ程度（カラー）の電子ファイルとし、既存の資料を参照した場合は、参考文献とその引用箇所を明示すること。

6 調査責任者の選任

受託者は契約締結後、速やかに本件調査を行うために必要な能力と経験を有する調査責任者を選任し、県の承認を得ること。

7 実施計画書及び工程表の提出

(1) 受託者は契約締結後、速やかに2か年の実施計画書及び工程表を県に提出すること。

(2) 受託者は、実施計画書に従って業務が進むよう進捗管理を行うとともに、工程表に基づいた実施状況を県に適宜報告すること。

8 留意事項

(1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。

- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (7) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (8) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- (9) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。